栃木県剣道連盟コンプライアンス規程

第１章 総則

（目的）

第１条　本規程は栃木県剣道連盟（以下「栃剣連」という）におけるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に推進し、「剣の理法の修錬による人間形成の道である」剣道理念の実践のため、コンプライアンスの基本方針、組織体制および運営方法等を定めるものとする。

（定義）

第２条　本規程の用語の定義は以下のとおりとする。

（１）「法令等」とは、日本国法令、全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）定款・規程・規則、栃剣連規約・規定、社会規範、倫理規範等をいう。

（２）「コンプライアンス」とは法令、社会・倫理規範等の遵守をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程の対象となる者は、以下に定める「栃剣連関係者」とする。

（１）役員（規約第１１条に規定する会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事及び監事）。

（２）名誉会長等（規約第２４条に規定する名誉会長、顧問、相談役、参与）。

（３）事務局（規約第２７条に規定する事務局職員）。

（４）評議員（規約第１６条に規定する評議員）。

（５）地区剣連および加盟団体の役員、事務局員。

（６）栃剣連に登録された会員および指導者（規約第１２条３項に規定された職域指導者）。

（７）栃剣連の主催する行事に委嘱された従事者。

第２章 責務

（行動規範）

第４条　栃剣連関係者は、日本の伝統文化である剣道を通じて礼節を重んじ、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養と人材育成並びに地域社会の貢献に資するため、自らが規範となるよう言動に留意し、剣道の健全な普及発展に努めなければならない。

（遵守事項）

第５条　栃剣連関係者は以下の行為（以下コンプライアンス違反行為）を行ってはならない。

（１）自ら法令等に違反する行為。

（２）他の栃剣連関係者に対して法令等に違反する行為を指示または教唆する行為。

（３）他の栃剣連関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為。

２　反倫理的行為とならないよう以下の各号を遵守する。

（１）剣道を行う際または指導する際に、パワーハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧、長時間の正座および常軌を逸した稽古等）は厳に禁ずる。

（２）指導的立場にある者は、相手の人格を重んじパワーハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

（３）栃剣連関係者は合理的理由なく人種・民族、性別、年齢等による差別を行ってはならない。特に相手が不快に感じる性的・性差別的言動、表現などセクシャルハラスメントになりうる行為は厳に慎むこと。

（４）選手等は、ドーピング及び薬物乱用は自らの健康を害するものであり、特に麻薬や覚醒剤は人格をも破壊するので、絶対に使用してはならない。また、無意識で摂取する可能性もあるので、選手等及び指導者は、ドーピングの知識を十分に深めること。

（５）指導的立場にある者及び選手等は上下関係を利用し、立場の弱い者に対して反人道的行動を強要してはならないこと。また、プライバシー（個人的人権）に係わる問題については、指導的立場にある者及び選手等がそれぞれ、十分配慮すること。

（６）本人の同意なく、個人情報を目的外に使用し、または第三者に開示する行為並びに栃剣連においての機密事項を許可なく開示、漏洩する行為をしてはならない。

（７）審査に関連しての金品の授受は絶対に行わないこと。また、疑念を持たれないよう言動には、十分配慮すること。

３　不正行為

（１）組織内外の金銭の横領等。

（２）不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接または間接的な強要、受領若しくは提供。

（３）組織内外における用具、備品等の購入に関わる贈収賄行為。

４　全国大会等における選手・役員の選考

（１）選考基準を明確に定め、疑念を抱かれない公平性・透明性のある選考を行う。

（２）選考結果に疑義が生じた場合、速やかに明快な説明に努め適切に処理すること。

５　安全・事故防止

（１）指導的立場にある者並びに選手等は、剣道の実践において常に安全への配慮事故防止に努めなければならない。

（２）用具とりわけ竹刀の破損は重大な事故に繋がりかねないので、点検を常に実施すること。

（３）熱中症防止のため、水分の補給と休憩に配慮すること。

（４）重大な事故が発生した場合、栃剣連で適切な処理を行うとともに、その内容及び経緯を速やかに全剣連に報告すること。

第３章 組織体制

（コンプライアンス委員会）

第６条　コンプライアンス委員会は、コンプライアンスを維持、改善していくために以下の事項を行う。

（１）コンプライアンスに関する方針、体制、規程に関する事項。

（２）コンプライアンスの啓発、対応、点検に関する事項。

（組織）

第７条　コンプライアンス委員会は、会長・４名以内の委員及び事務局の代表１名で構成する。

２　４名以内のコンプライアンス委員は、会長が指名し総会の承認を得て選出する。

３　コンプライアンス委員会の委員長は、会長とし、委員長の招集により開催する。

４　コンプライアンス委員会の議決は全員一致を原則とする。

第４章 法令等違反発生時の対応

（事実関係の調査）

第８条　コンプライアンス委員会は栃剣連関係者および第三者から法令等の違反の通報があった場合は直ちに事実関係を調査し、以下の項目について記録し保管しなければならない。

（１）法令違反行為の具体的内容。

（２）法令違反行為を行った者の氏名・所属または団体名。

（３）法令違反行為が発生した年月日および期間。

（４）法令違反行為が行われた背景や事情、経緯。

２　調査にあたっては通報者に迷惑が及ばないように十分配慮しなくてはならない。

３　通報者等に顛末を報告するため、匿名の通報は原則として受理しない。

（再発防止策）

第９条　栃剣連は、法令違反行為が確認されたときはその原因を究明し、是正措置と再発防止策を講じなければならない。

第５章 処罰

（懲戒処分）

第10条　第３条第１号の役員については、規約１５条に基づく解任または厳重注意、譴責、その他全剣連綱紀違反行為及び処分等に関する規則〈以下綱紀規則という〉第６条第２項の各号に掲げる、必要に応じた処分。

２　第３条第２号は、厳重注意、譴責、その他綱紀規則の第６条第２項の各号に掲げる、必要に応じた処分。

3　第３条第３号は、厳重注意、譴責、その他綱紀規則の第６条第２項の各号に掲げる、必要に応じた処分。
4　第３条第４号は所属する組織に事実内容を報告し、厳重注意、譴責、その他綱紀規則の第６条第２項の各号に掲げる、必要に応じた処分。
5　第３条第５号は所属する組織に事実内容を報告し、厳重注意、譴責、その他綱紀規則の第６条第２項の各号に掲げる、必要に応じた処分。
6　第３条第６号は厳重注意、譴責、公式行事参加自粛、その他綱紀規則の第６条第２項の各号に掲げる必要に応じた処分。
7　第３条第７号は厳重注意、譴責、その他綱紀規則の第６条第２項の各号に掲げる必要に応じた処分。

（弁明の機会および処分理由の提示）
第11条　前条の処分にあたっては、事前に当該関係者に弁明の機会を設けなければならない。
2　前条の処分にあたっては当該処分者にたいして処分理由を提示しなければならない。

第６章 その他

（事務局）
第12条　コンプライアンス委員会の運営に係わる事務は、栃剣連事務局が処理する。

附則
1　この規程は、令和５年５月２７日から施行する。
2　この規程は、令和８年７月２６日から施行する。